

青森地方法務局からのお知らせ

相続登記の申請義務化についての講演

日時 10月20日（日）
13時～14時

開催場所 ヒロロ 3階
多世代交流室B
(青森県弘前市駅前町9-20)

令和6年4月1日から義務化されました

不動産を相続したら必ず**相続登記**を！

point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記！

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

point ②

義務化前の相続も
対象！

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



シラナカッタヌキ



あなたと家族をつなぐ
相続登記

詳しくはこちらを
ご覧ください



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」